

設 計		校 合	
--------	--	--------	--

令和 8 年度 委託 仕様書
設計書

- 1 件 名 学校給食センター自家用電気工作物保守点検業務委託
- 2 委託場所 川越市菅間 1 8 番地 9 川越市立菅間学校給食センター ほか 1 箇所
- 3 積算原価 円
- 4 予定支出額 円

5 委託概要、理由

委託概要	電気事業法第55条に基づく自家用電気工作物の保守点検及び受変電設備清掃業務一式
委託理由	上記の規定に基づき、当該施設の自家用電気工作物の機能を最良の状態に保ち設備の安全性を確保する。

委託費内訳書

費目	工種	数量	単位	単価	金額	適用
直接人件費						
	自家用電気設備点検	1	式			12箇月×2センター分
	太陽光発電設備（管間）	1	式			
	報告書等作成	1	式			月報告
一般管理費		1	式			
積算原価						
消費税等						積算原価×10%
委託料						
			市立菅間学校給食センター ほか1箇所			

学校給食センター自家用電気工作物保守点検業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、川越市（以下「発注者」という。）が、川越市立学校給食センターの自家用電気工作物の保守点検に関し委託する業務について必要な事項を定めるものである。業務委託受注者（以下「受注者」という。）は、当該仕様書に基づき業務を行うものとする。

2 委託期間

契約締結日 ～ 令和9年3月31日

3 委託対象場所

委託場所は下記のとおりとする。

- (1) 菅間学校給食センター 川越市菅間18番地9
- (2) 今成学校給食センター 川越市今成2丁目35番地5

4 法律、規則等の遵守

受注者は本市の契約諸規定に従うとともに、次の諸法令等を遵守しなければならない。

- (1) 電気事業法
- (2) 電気事業法施行令
- (3) 電気事業法施行規則
- (4) その他関係諸法令

5 諸官庁への届出

受注者は、当該業務にあたり、官公庁へ必要な報告・届出等を行わなければならない。

6 書類の提出

受注者は、この業務の着手にあたり次の書類を提出しなければならない。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 管理技術者等通知書（業務責任者を発注者に通知するためのもの）
- (3) その他（打ち合わせ記録等で発注者が必要と認めたもの）

7 業務概要

対象施設に設置してある自家用電気工作物の保守点検を行い、委託対象の機能を常に最良の状態に保ち、かつ、設備の安全性を確保するものとする。

8 作業内容及び範囲

受注者は上記施設に設置してある自家用電気工作物の保守点検を次により行う。
なお、点検は、各学校給食センターとともに、業務実施期間内に月次点検を毎月1回、
年次点検を委託期間中に1回、随時点検等を必要の都度行うものとする。

- (1) 点検及び試験の結果、異常を発見したとき、もしくは経済産業省令で定める技術基準、または電気用品取締法の規定に適合しない事項があったときは、必要な指示または助言を行う。
- (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生した場合、または発生する恐れがあるとの連絡を受けたときは、速やかに検査員を派遣し、適切な処置をとる。その場合、事故原因の探求に協力し、電気事業法106条の規定に基づき、電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行う。
- (3) 電気事業法107条第2項に規定する立入検査については、立会人として検査員を派遣する。
- (4) 点検及び試験は、原則として別表による。
- (5) 受変電設備の清掃を年次点検時に掃除機及びウエス等を用いて実施すること。
また、碍子はシリコン系コンパウンドにて磨くこと。
変圧器の絶縁油点検・試験（PCB混入は除く）
保護継電器試験
動作特性試験を行なうこと。
- (6) その他
経済産業省への手続き（外部委託承認・保安規定届出等も本委託に含む）を行うこと。

9 業務実施前打ち合わせ

受注者は、業務実施に当たり、日程・作業手順等について、発注者及び委託対象施設長と十分な打ち合わせを行うこと。

10 負担区分

故障時に部品・材料等を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し、発注者の負担とする。

11 支払い

- (1) 支払い方法は月払いとする。
- (2) 1回に支払う金額は、契約金額を12で等分した額とする。
- (3) 契約金額を12で等分した際に、100円未満の端数が発生する場合は、初回の支払い時に、その端数をまとめて支払うこととする。

12 責任者の指定

受注者は、業務着手前に作業及び業務連絡の中心となる作業責任者を指定し、市に報告しなければならない。

13 報告書の提出

受注者は業務実施月毎に、最終日の業務が完了したときは、速やかに委託業務実施報告書（委託6）及び点検結果報告書を提出すること。

また、修繕や交換が別途必要な不具合箇所については、必要な対応策等を示した不具合箇所一覧表を学校給食センターごとに作成し、併せて提出すること。

14 その他

- (1) 受注者は、点検作業を終了したときは、その都度、川越市職員立会いのもと検査を受けなくてはならない。
- (2) 受注者は、業務にあたり誠意をもって履行しなければならない。
- (3) この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。
- (4) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

別 表 1

点検、測定及び手入基準

対象	項目	定期巡視点検手入	測 定
受 電 設 備	断路器	受と刃の接触・過熱・ゆるみ・荒れ具合 フレ止め装置の機能	絶縁抵抗測定
	しゃ断器 (V C B)	各部の損傷・腐食・過熱・ 発錆・変形・ゆるみ 操作具合・機構点検 附属装置の状態 必要によりその特性調査 接地線接続部点検	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 絶縁油耐圧試験 動作特性試験
	母線	母線の高さ・たるみ・他物 との離隔距離・腐食・損傷 過熱 接続部分・クラブ類の腐食 損傷・過熱・ゆるみ がいし類・支持物の腐食・ 損傷・変形・ゆるみ	絶縁抵抗測定
	受電用変圧器	各部の損傷・腐食・発錆・ ゆるみ・汚損・油量 接地線接続部点検	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 絶縁油耐圧試験
	計器用変圧器	各部の損傷・腐食・接触・ 発錆・ゆるみ・変形・亀裂 汚損・ヒューズの異常 接地線接続部点検	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定

対象	項目	定期巡視点検手入	測定
受 電 設 備	避雷器	外部の損傷・きれつ・ゆるみ・汚損・コンパウンドの異常 接地線接続部点検	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	配電盤	裏面配線のじんあい・汚損 損傷・過熱・ゆるみ・断線 接地線接続部点検	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器の動作特性 計器校正、シーケンス試験
	電力用 コンデンサー	各部の損傷、腐食	絶縁抵抗測定
	蓄電池	木台・がいしの腐食・損傷 耐酸塗料のはくり・床面の腐食損傷 充電装置の動作状況	比重測定 液温測定 各電池の電圧測定
配 電 設 備	断路器 しゃ断器 開閉器類	停止しないで損傷・変形・腐食・油量・発錆・ゆるみ 過熱・その他必要事項 受電設備用と同じ	受電設備用と同じ
	配電用変圧器		受電設備用と同じ
	配線及び支持物	電柱・がいし・支線・支柱 保護網などの損傷腐食	絶縁抵抗測定
	ケーブル		絶縁抵抗測定

その他：関連法規に従う点検

別表 2

(1) 設備容量

菅間学校給食センター

需要設備	1 1 7 0 K V A
太陽光発電設備	2 0 K V A

今成学校給食センター

需要設備	7 5 0 K V A
------	-------------

(2) 点検回数

① 需要設備 : 月次点検 毎月 1 回
年次点検 委託期間中に 1 回

② 太陽光発電整備 : 委託期間中に 2 回